

## 毛里田地区生涯学習推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 毛里田地区における総合的な生涯学習の推進に当たり、毛里田地区の特性に合った事業を取り入れ、地域活力を高めるとともに、中・高年齢者が生きがいを持って生活できる事業を展開するため、太田市毛里田地区生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の普及啓発に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関すること。
- (3) 生涯学習推進事業の受託に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、各種団体の代表並びに生涯学習推進に熱意及び理解のある人をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (役員及び職務)

第5条 協議会に会長1人、副会長2人、書記及び会計各1人並びに監査2人を置く。

- 2 会長、副会長等の役員は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 書記は、事務を処理し、記録する。
- 6 会計は、会計事務を掌る。
- 7 監査は、会計を監査する。

### (顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、毛里田地区区長会長の職にあるものをもって充てる。

3 顧問は、重要事項につき、会長の求めに応じて指導し、助言することができる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、毛里田行政センター内に置く。

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協議会で別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。